

## 指定工場基準等に関するQ & A集

### 【指定基準関係】

Q 1. 第2条の「諸法令の遵守」とは、どのような法令を指すのでしょうか？

A 1. 労働基準法や労働安全衛生法、道路法、道路交通法、貨物自動車運送事業法、計量法、地方税法、河川法などを指します。

Q 2. 新しく指定工場を始めたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 2. 「指定基準第5条（指定申請）」及び「指定基準の運用」・「別図1」をご確認下さい。  
※申請（事前協議）から承認までには、約1年半程度の時間を要します。

Q 3. 製造設備を改築したいのですが、何か手続きが必要ですか？

A 3. 「指定基準第7条（変更）」に基づき、変更申請書（様式-4）の提出が必要です。  
製造設備や試験（検査）設備の位置の変更・改築・更新等は、重要な設備の変更に当たります。必ず変更等を実施する前（計画段階）に申請してください。

ただし、試験（検査）設備の入替（従前と同じもの）の場合のみは、申請不要です。

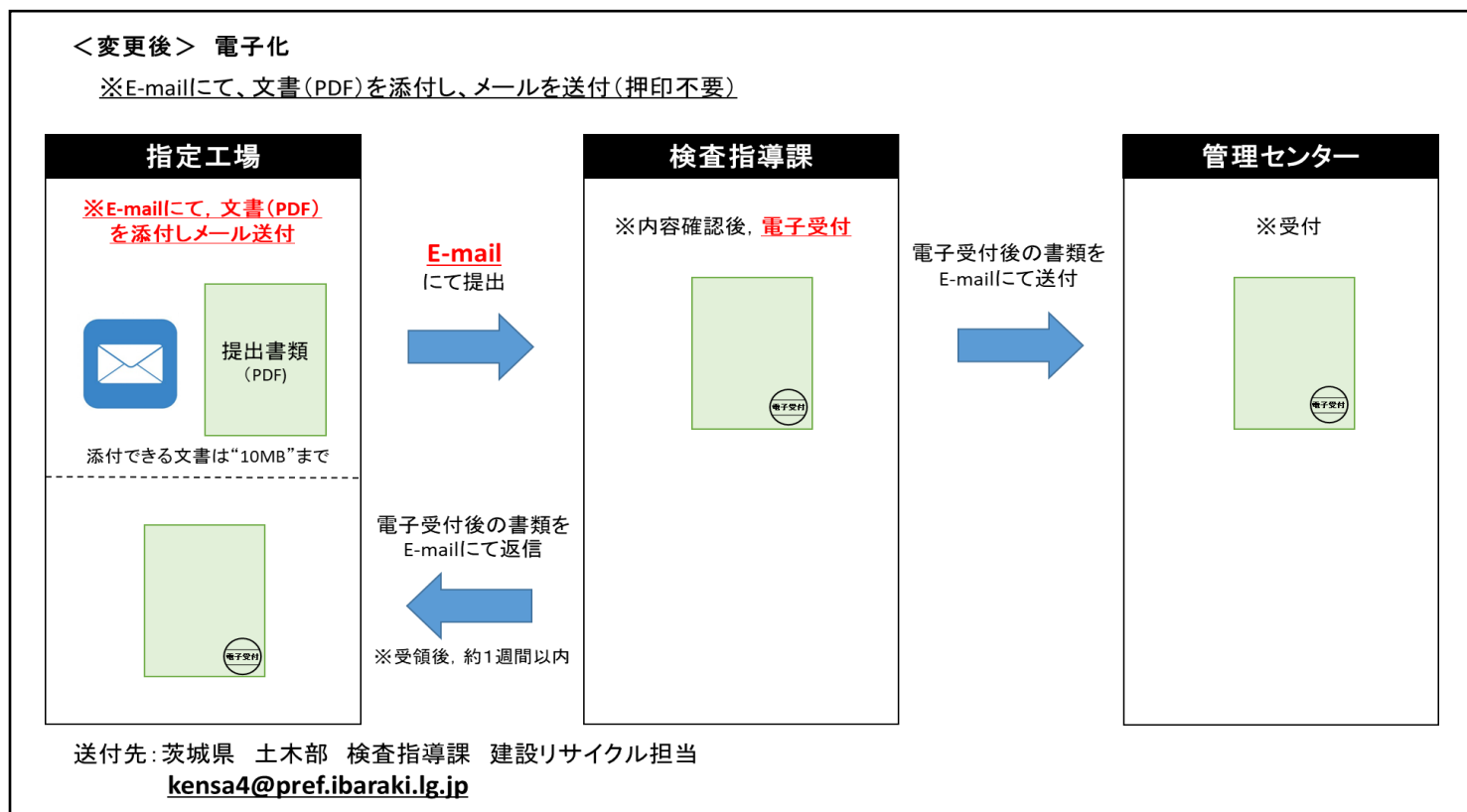
Q 4. プラントが故障してしまったため、1ヶ月程度、指定製品の製造ができません。  
何か手続きが必要ですか？

A 4. 「指定基準第13条）」に基づき、業務休止届（様式-8）の提出が必要です。

休止届を受領後、検査指導課では関係機関（県出先事務所・市町村等）へ休止の旨を通知します。

**Q 5.** 指定基準に定められている書類は、どのように提出すればよいですか？

**A 5.** 令和2年12月以降、提出書類については電子メールによる提出としております。



※提出する書類は、全てPDF形式にて送付して下さい。

※添付書類として「登記簿謄本」や「法人登記事項証明書」の原本の提出が必要な場合は、原本のみ別途郵送にて提出して下さい。

郵送先：〒310-8555

水戸市笠原町978-6 土木部検査指導課建設リサイクル担当あて

**【社内規格関係】**

**Q 1.** 社内規格を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

**A 1.** 「指定基準第7条(変更)」に基づき、変更が生じた日から2週間以内に変更報告書(様式-5)の提出が必要です。

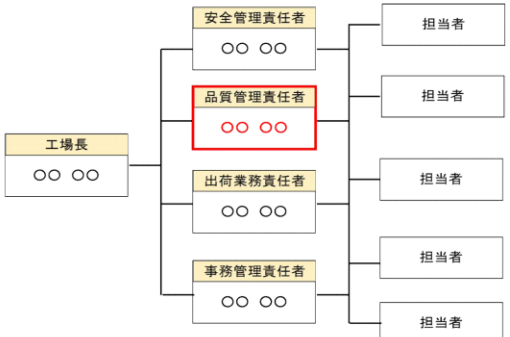
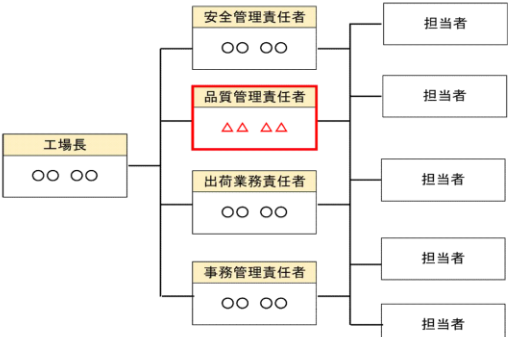
ただし、社内規格の**変更内容(製品の品質に影響を及ぼさない軽微な変更)**によっては、**変更報告書の提出が不要**です。

詳しくは、「別表2」をご確認ください。

**Q 2. 社内規格の「新旧対照表」はどのように作成すればよいですか？**

**A 2. 以下のように作成して下さい。**

新旧対照表の作成例 (A4横)

名称	第 1 章 総 則 社内運営組織	配布番号	記号番号
	<p><b>1. 適用範囲</b></p> <p>この規定は、〇〇〇〇工場の組織、職務権限及び職務内容、社内規格についての原案作成、制定、改定、廃止、配布及び取り扱い等に関する手続き方法について適用する。</p> <p><b>2. 社内運営組織図</b></p> <p>当工場の組織図を図-1に示す (なお、組織図は工場内に掲示する)</p> <p>図-1 社内組織運営図</p> 	旧	
	<p><b>1. 適用範囲</b></p> <p>この規定は、〇〇〇〇工場の組織、職務権限及び職務内容、社内規格についての原案作成、制定、改定、廃止、配布及び取り扱い等に関する手続き方法について適用する。</p> <p><b>2. 社内運営組織図</b></p> <p>当工場の組織図を図-1に示す (なお、組織図は工場内に掲示する)</p> <p>図-1 社内組織運営図</p> 	新	
制定	平成13年11月5日	改定	平成29年11月1日 平成29年1月10日
実施	平成13年11月10日		平成30年4月1日 平成29年4月1日
制定	平成13年11月5日	改定	平成30年4月1日 平成30年4月1日
実施	平成13年11月10日		平成30年6月1日 平成29年11月1日

※変更箇所を赤字（又はマーカー）にて記載願います。

**【その他】**

**Q 1. 指定工場制度に関する問い合わせ先は？**

**A 1. 茨城県 土木部 検査指導課 建設リサイクル担当**

TEL : 029-301-4386

E-mail : kensa4@pref.ibaraki.lg.jp